

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準

(平成 29 年 11 月 16 日設定)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条に基づく「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定」については、次のとおりとする。

- (1) 法及びその他関係法令に定める基準を満たしていること。
- (2) 別紙「福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人指定審査基準」に定める基準を満たしていること。

福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人指定審査基準

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第 40 条第 1 号）関係

次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 40 条第 1 号に定める基準に適合していないものとする。

- (1) 法第 42 条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を実施するにあたり、必要な組織体制、人員体制が備えられていない場合
- (2) 実施しようとする支援業務の内容が法人の定款等に適合していない場合

2 経理的及び技術的な基礎に関する基準（法第 40 条第 2 号）関係

次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 40 条第 2 号に定める基準に適合していないものとする。

- (1) 実施しようとする支援業務について、同種・類似業務の運営実績がない、又は 3 年未満である場合
- (2) 自己資金として保有している現金、普通預金又は当座預金等が、当該法人の年間事業費の 12 分の 1 未満である場合

3 役員又は職員の構成に関する基準（法第 40 条第 3 号）

その役員等が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合は、法第 40 条第 3 号に定める基準に適合していないものとする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

4 支援業務以外の業務を行っている場合の基準（法第 40 条第 4 号）関係

支援業務以外の業務を行う場合であって適確に支援業務を行うことができる体制を整えられていない場合は、法第 40 条第 4 号に定める基準に適合していないものとする。

る。

5 その他の基準（法第 40 条第 5 号）関係

次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 40 条第 5 号に定める基準に適合していないものとする。

(1) 指定を受けようとする法人が次に掲げる法人である場合

ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人

イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人

ウ 法第 50 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない法人

エ 支援業務の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある法人

(2) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていない場合

(3) 法第 42 条各号に掲げる業務を行う備えがない場合

(3) に関して、以下の場合については、その備えがあるものとする。

① 定款に各業務の実施に関することが記載されている場合

（定款に、例えば「要配慮者の居住の支援に係る業務」等の包括的に全ての業務を讀込むことができる記載がある場合も可能。）

② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「施行規則」という。）第 27 条第 2 項第 4 号ロに規定する「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各業務を行う旨が記載されている場合

なお、上記①②が困難な場合にあつては、家賃債務保証業務に関して以下を満たす場合には、その備えがあると判断する。

③ 家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る旨が施行規則第 27 条第 2 項第 4 号ロに規定する「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に記載されている場合